

令和 年 月 日

学校法人 柏こぼと学園
理事長 渡辺 敏行 様

住 所
商号又は名称
代 表 者
(受 任 者)

印

制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出について

制限付き一般競争入札に参加を希望しますので、下記のとおり関係資料を提出します。
なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること及び申請書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告年月日 令和 年 月 日
- 2 工 事 名
- 3 工 事 箇 所
- 4 入札参加資格確認申請書記載責任者・連絡者氏名
電話番号 () ファクシミリ番号 ()
- 5 資格確認申請項目

(1) 資格者名簿における建築一式工事の格付(総合点数)		() 点)
(2) 本店又は建設業法に基づく許可を得た営業所所在地 (千葉県内にある事務所)		
(3) 専任配置予定の技術者	氏名	
生年月日 (年齢)	住所 電話	
法令による免許 公告した資格のみ、取得年及び登録番号を記載すること。		
※現場管理実績の工事名・規模・期間		
(4) 同種工事の施工実績		
工事名称等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	
	受 注 形 態 等	単体 共同企業体
工事概要等	規 模 等	定員 人
	構 造 形 式	
	工 法	
	技術的特記事項	

※公告において、専任配置の技術者に実績を求めた場合は、本欄に記入のこと。

留意事項

- (1) 提出された申請書類のみで資格を判断できないとき、記載責任者に連絡してヒアリングを行う場合がある。
- (2) 工事概要等は、公告において明示した当該工事と同種の工事の施工実績についての的確に判断できる必要最小限の具体的項目を設定すること。
- (3) 代表者から委任を受けている場合は、申請者名は支店長等名で差し支えない。
- (4) 専任配置予定技術者が申請時に他工事に従事している場合は、別葉（任意様式）に従事状況及び落札時の対応措置について記載すること。
落札後に技術者が配置できず、契約できない場合は指名停止等の恐れがあります。
なお、特段の理由がなく提出した配置予定技術者を変更することはできない。

説明資料

次の資料を添付すること。

- (1) 柏市入札参加資格者名簿「登載通知書」の写し
- (2) 有効な経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し
- (3) 建設業許可申請書の写し
- (4) 同種工事の契約書かがみ、図面等の写し（発注者・工事名・契約金額・工事期間・受注形態・工事概要・主たる構造・定員等が確認できるもので、当初契約分のみで可。）

申請書・添付書類確認項目表（必ず確認して提出すること。）

項 目	確認欄
(1) 柏市入札参加資格者名簿「登載通知書」の写し	
(2) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し	
(3) 建設業許可申請書の写し	
(4) 同種工事の契約書かがみ、図面等の写し	

入札約款

別添資料(8)

(目的)

第1条 本件工事に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱い については、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令に定めるもののほか、この入札約款の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、図面、仕様書、契約書案、現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、契約書案等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書は別記第1号様式により作成し、封かんの上、入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時を表記し、公告又は通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。
- 3 入札参加者は代理人をして入札させるときは、別記第2号様式による委任状を持参させなければならない。
- 4 入札参加者又はその代理人は、入札の前に別記第3号様式による誓約書を提出しなければならない。
- 5 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 6 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
- 7 入札参加者は、入札書を入札箱に投入した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札辞退)

第3条 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときに再度の入札を行う場合も、また同様とする。

- 2 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前であつては、入札辞退届（別記第4号様式）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - (2) 入札執行中であつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号 以下「独禁法」という）等に抵触する行為を行なってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格、入札意思又は工事費内訳書その他提出する書類（次項において「入札書等」という。）についていかなる相談も行なわず、独自に価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格、入札意思又は入札書等を開示してはならない。
- 4 入札参加者は、入札前に他の入札参加者の入札意思をさぐる行為をしてはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が談合し、又は談合の恐れがある不穩の行動をとるなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を保留し、延期し、若しくは取りやめることができる。

2 入札参加者が一者である場合は、特別な事情がない限り入札をとりやめるものとする。
(無効となる入札)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札 (免除の場合を除く。)
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに談合であると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
- (9) 入札手続において必要とされた書類に重大な不備があると認められた者のした入札
- (10) 予定価格を事前公表された入札において、予定価格を超える金額の入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

(失格となる入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

- (1) 最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る金額の入札
- (2) 再度の入札において、1回目の入札の最低価格を上回る金額の入札

(開札)

第8条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。

(保留)

第9条 開札後、発注者が特に必要と判断したときにおいては、落札決定を行わず、入札を保留とすることがある。

(落札者の決定)

第10条 入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、特に最低制限価格を設けない場合においては、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(同価格又は同評価値の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき同価格又は同評価値の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第12条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 前項の場合において、再度入札の回数は、原則として1回までとする。

3 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で最低制限価格を下回らない入札をした者又は第10条第1項ただし書、第3項ただし書又は第5項ただし書の規定により落札者とされなかった者以外の者とする。ただし、入札が無効になった者は、再度入札に

参加できないものとする。

(契約の締結)

第13条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に当該契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

(契約の保証)

第14条 工事又は製造の請負契約に係る落札者は、当該契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、契約担当者が特にその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(1) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

(2) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(3) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(4) 契約保証金の納付

(5) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1（工事請負契約については、落札者が低入札価格調査を受けた者である場合は、10分の3）以上としなければならない。

3 第1項の規定により、落札者が同項第1号又は第5号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(異議の申立て)

第15条 入札をした者は、入札後、この約款、図面、仕様書、契約書案、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第16条 契約担当者は、必要があるときは、入札参加者から入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。

令和 年 月 日

入 札 書

学校法人 柏こぼと学園
理事長 渡辺 敏行 様

所 在
商号（名称）
代表者氏名

印

代理人氏名

印

関係法令の定めるところに従い、下記金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額で請け負いたく、設計図書及び現場等熟知のうえ入札します。

（消費税及び地方消費税の額抜きの金額を記載）

金額	（消費税及び地方消費税の額抜きの金額を記載）										
	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円	

※金額は算用数字で記入し、頭部に¥を付ける。

件 名 （仮称）柏の葉こぼとこども園計画 新築工事

場 所 千葉県柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業185街区1.8.9画地

※ 件名・場所は入札参加指名通知書のとおり記載すること。

令和 年 月 日

委任状

学校法人 柏こぼと学園
理事長 渡辺 敏行 様

所 在
商号（名称）
代表者氏名

私は都合により ⑩ を代理人と定め、下記

件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

件 名 （仮称）柏の葉こぼとこども園計画 新築工事

場 所 千葉県柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業185街区1.8.9画地

- ※1 件名・場所は入札参加指名通知書のとおり記載すること。
- ※2 入札権限を委任している場合、代表者氏名欄は、受任者の記名・押印をすること。

誓 約 書

令和 年 月 日

学校法人 柏こぼと学園
理事長 渡辺 敏行 様

所在

商号（名称）

代表者の役職・氏名

印

工事名称 （仮称）柏の葉こぼとこども園計画 新築工事

工事場所 千葉県柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業 185 街区 1.8.9 画地

上記物件の入札にあたり、法令等を遵守し、談合等により入札の公正を害するような行為をしないことを誓約します。

なお、談合等の疑いが生じたときは、入札の無効、その他学校法人柏こぼと学園のとり措置に従い、一切の意義を申し立てないことを誓約します。

令和 年 月 日

入札辞退届

学校法人 柏こぼと学園
理事長 渡辺 敏行 様

所 在

商号 (名称)

代表者氏名

印

入 札 日 令和2年7月3日(金) 午前11時00分執行

工事等の名称 (仮称) 柏の葉こぼとこども園計画 新築工事

上記について指名を受けましたが、次の理由により入札参加を辞退します。
辞退理由

- 1 手持ち工事(業務)が多くさらに工事(業務)を受注することが困難である。(向こう 月程度)
- 2 この工事(業務)を受注した場合、技術者の確保が困難である。
- 3 作業員の確保が困難である。
- 4 会社(個人企業の場合には個人)の都合による。
- 5 その他 ()

- ※1 この届は、入札執行前に、契約担当者に直接持参するか又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)してください。
- ※2 入札権限を委任している場合、代表者氏名欄は、受任者の記名・押印をしてください。
- ※3 入札執行中の場合は、当該様式は使用せず入札書の金額欄に辞退と記入の上、入札箱に投入してください。
- ※4 電車等の遅れや、やむを得ず入札に参加できなかったときは、事後においても必ず、契約担当者に直接持参してください。
- ※5 入札を無断で辞退することがないように十分留意してください。
- ※6 辞退理由により、今後、不利益な取扱いを受けることはありません。
- ※7 辞退理由は、該当番号に○印を付け、1及び5の場合は、括弧内をご記入ください。

誓 約 書

令和 年 月 日

学校法人 柏こぼと学園
理事長 渡辺 敏行 様

所在

商号（名称）

代表者の役職・氏名

印

当社（個人の場合は私）は、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職が必要であると判断した場合は、警察に照会することについて承諾します。

記

契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

※ 印は、実印又は使用印（使用印鑑届を提出している場合のみ）を押印すること。